

山口県後期高齢者医療広域連合
財務会計システム更新事業仕様書

令和4年8月

山口県後期高齢者医療広域連合

1 業務名

山口県後期高齢者医療広域連合財務会計システム更新事業

2 目的

現行の財務会計システムを更新することで、従来の事務処理の効率化を図り、安定的な運用管理を実現することを目的とする。

3 各業務及び契約形態

山口県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、本プロポーザルによる選定業者（もしくはリース業者）と、以下の業務を包括的に契約するものとする。

- (1) 財務会計システム調達業務 物品売買契約
- (2) 財務会計システム導入委託業務 業務委託契約
- (3) 財務会計システム保守管理業務 業務委託契約

4 業務の概要

(1) 財務会計システム調達業務

① 業務内容

当該業務は、下記ア及びイとし、いずれも納品から60か月以上の稼働を保障するものとする。

なお、システム動作のために特殊なソフトウェア等が必要な場合、その調達及び設定も本業務に含めること。

ア ソフトウェアの調達（「7 ソフトウェアの仕様等」参照）

パッケージシステムの機能を優先し、カスタマイズは行わないことを前提とする。

なお、パッケージシステムに関しては、「7 ソフトウェアの仕様等」の内容に準じる機能を全て有しているものを調達対象とする。

イ ハードウェア（サーバ並びに周辺機器）及びミドルウェアの調達（「8 ハードウェア及びミドルウェアの仕様等」参照）。搬入、据付及び環境設定も含む。

② 納入場所

山口県山口市大手町9-1-1 山口県自治会館4階
山口県後期高齢者医療広域連合事務局内電算機械室

③ 納入物品

受注者が広域連合に納める物品は、自庁型サーバーあるいはデータセンター式のいずれかとする。

【自庁型サーバー】

番号	項目	媒体（部数）
1	財務会計システムに係るソフトウェア、ハードウェア（サーバー、ディスプレイ等）及びミドルウェア	各1式
2	自動バックアップ装置	1台
3	落雷による機器損傷を防ぐ装置	各装置に1台
4	無停電電源装置（UPS）	1台

※必要なLANケーブルは調達に含めてください。

【データセンター式】

上記【自庁型サーバー】1～4に準ずる必要な機材

③ 設置・設定等のスケジュール提示

本事業に係る契約の締結後、ソフトウェア、ハードウェア及びミドルウェアの導入時期やテスト期間等のスケジュールを提示すること。

(2) 財務会計システム導入委託業務

① 業務内容

ア 財務会計システム導入作業

広域連合が保有する令和2年4月1日以降の、以下(ア)から(エ)に挙げたデータを、新財務会計システムに反映させる。

なお、広域連合は、広域連合職員が取扱うことが可能なデータについて、希望に応じ、CSVファイルにて受注者に提供するものとする。

(ア) 予算科目データ

(イ) 債権者データ（約600件）

(ウ) 債務者データ

(エ) 金融機関データ

イ 操作研修

財務会計システムの納入期限までに、山口県後期高齢者医療広域連合事務局全職員（約26人）向けの一般的な操作研修を実施すること。

また、必要により財務担当職員と会計担当職員には、別途詳細な操作研修を実施すること。

システム操作手順書を紙媒体及び電子媒体にて作成し、これらを納品すること。

② 研修等のスケジュール提示

本事業に係る契約の締結後、研修等のスケジュールを提示すること。

(3) 財務会計システム保守管理業務

① 業務内容

ア ソフトウェア、ハードウェア及びミドルウェアの保守管理業務

イ 各障害対応

ウ 通常保守の範囲内でのシステム改修又はバージョンアップ対応（通常保守の範囲を超えるような大幅な変更は除く。）

② 留意事項

60か月使用することを想定し、その期間内は、サービス提供の継続を保証することを前提とする。また、この保守管理委託契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合には、この契約を変更又は解除することができるものとする。

5 運用設計

受託事業者は、システムの起動・停止手順、システム監視手順、システム運用に係る処理手順（障害復旧手順を含む。）等についての運用設計を実施し、当該手順及び機能説明、操作方法等を記載したシステム運用マニュアルを作成すること。

6 業務委託期間

業務委託期間は、以下のとおりとする。なお、構築期間中も既存システムを使用するため、既存業務に支障が出ないよう日程などを考慮し、詳細なスケジュールについて別途協議することとする。

運用開始日からはすべて新システムの機能および出力される帳票様式にて適正に運用できるようにすること。

(1) 財務会計システム導入委託業務

契約締結の日から令和4年12月28日まで

※同業務の開始から、委託先と協議の上、令和4年12月12日までに、すべてのシステムが利用できるよう処理すること。

(2) 保守管理委託業務

令和5年1月1日から令和9年12月31日（60ヶ月）

7 ソフトウェアの仕様等

別紙「システム機能要件確認表」を参照すること。

実現できない項目がある場合には、代替機能を示すこととし、代替案を示さない場合は、その項目について仕様を満たさないものとする。システムのカスタマイズ対応が必要な場合は、提案時に内容を明記すること。また、代替案やカスタマイズ対応については、

具体的な内容も記載すること。

以下（１）から（８）までに挙げる機能に準じる機能を全て有している、標準的な地方公共団体向け財務会計システムであること。

なお、（１）から（４）に挙げる帳票名は、山口県後期高齢者医療広域連合現行システムを参照している。

（１） 予算執行に必要な次の帳票（全てA4サイズ）を出力できるものとする。

帳票は、科目・金額等による決裁区分及び合議欄の設定が可能なこと。

必要となる歳入・歳出科目及び科目数を自由に設定・追加・修正できること。

- ① 「支出負担行為票」
- ② 「支出命令書」
- ③ 「支出負担行為兼支出命令書」
- ④ 「戻入通知書」
- ⑤ 「調定票」
- ⑥ 「還付命令書」
- ⑦ 「歳出金更正命令書」
- ⑧ 「歳入金更正命令書」
- ⑨ 「精算書」
- ⑩ 「欠損処分調書」
- ⑪ 「歳入予算整理簿」及び「歳出予算整理簿」
- ⑫ 「歳入執行状況」及び「歳出執行状況」
- ⑬ 「収支日計表」
- ⑭ 「予備費充用伺書」

（２） 予算編成及び決算に必要な次の帳票（全てA4サイズ）を出力できるものとする（Excel 及びPDFでも出力できること）。

- ① 「歳入予算見積書」及び「歳出予算要求書」
- ② 「歳入予算内示書」及び「歳出予算内示書」
- ③ 「歳入見積確認表」及び「歳出要求確認表」（財源の確認できるもの）
- ④ 「予算書」
- ⑤ 「決算書」

（３） 例月実施する出納検査に必要な次の帳票（全てA4サイズ）を出力できるものとする。

- ① 「会計別収支月計表」
- ② 「歳入月計表」

③ 「歳出月計表」

- (4) その他、会計業務に必要な帳票（全てA4サイズ）を出力できるものとする。
- (5) 予算科目の新設・廃止・名称変更が可能なものであること。
- (6) ユーザーID及びパスワードの権限設定により、利用者の権限に応じた業務メニューのみが表示されること。
- (7) EUC機能を有し、予算執行状況等のデータ抽出が可能なものであること。
- (8) 指定金融機関（山口銀行）とのフロッピーディスクによる口座振替の処理が可能なこと。将来的にオンラインバンキングによる処理も対応可能であること。

8 ハードウェア及びミドルウェアの仕様等

別紙「システム機能要件確認表」を参照すること。

実現できない項目がある場合には、代替機能を示すこととし、代替案を示さない場合は、その項目について仕様を満たさないものとする。システムのカスタマイズ対応が必要な場合は、提案時に内容を明記すること。また、代替案やカスタマイズ対応については、具体的な内容も記載すること。

以下（1）～（5）の要件を全て満たすこと。

- (1) サーバのOSは、最新のものを搭載させること。
- (2) ネットワークについては、既存のネットワークを利用すること。詳細については、山口県後期高齢者医療広域連合事務局より別途連絡する。
- (3) サーバへのウイルス対策ソフトの導入等、必要なセキュリティ対策を講じること。（クライアント側は広域連合が用意する）
- (4) クライアント台数は26台とする。
配置等の詳細については、山口県後期高齢者医療広域連合事務局より別途連絡する。
- (5) 「Windows 11 Pro」の64bit版において、正常に動作するシステムであること。

9 財務会計システム導入委託業務の仕様等

別紙「システム機能要件確認表」を参照すること。

実現できない項目がある場合には、代替機能を示すこととし、代替案を示さない場合は、その項目について仕様を満たさないものとする。システムのカスタマイズ対応が必要な場合は、提案時に内容を明記すること。また、代替案やカスタマイズ対応については、具体的な内容も記載すること。

10 財務会計システム保守管理業務の仕様等

別紙「システム機能要件確認表」を参照すること。

実現できない項目がある場合には、代替機能を示すこととし、代替案を示さない場合は、その項目について仕様を満たさないものとする。システムのカスタマイズ対応が必要な場合は、提案時に内容を明記すること。また、代替案やカスタマイズ対応については、具体的な内容も記載すること。

11 その他

- (1) 受注者は、本事業を実施する上で知り得た情報等を、目的外に使用し、又は第三者に開示、漏えいしてはならない。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項、又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、その都度協議の上、円満な解決に努めるものとする。
- (3) 受注者は、システム構築・開発に必要な開発範囲又は作業内容を変更する必要があると認めた場合は、速やかにその旨を申し出て、広域連合の指示を受けなければならない。
- (4) 受注者は、納入の遅延が発生しないように、厳正な工程管理・進捗管理を行うこと。